

## 「会計年度任用職員制度導入例規整備等支援業務委託」仕様書

### 1 目的

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）に伴い、御杖村において改正又は制定の検討が必要となる例規の整備について、御杖村が例規整備等支援業務を委託し、会計年度任用職員制度の円滑な導入及び適正な運用に資することを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 工程表の作成及び担当者との事前協議

本業務の実施に関する工程表を提出し、委託者及び受託者（以下「両者」という。）において工程の確認及び各作業工程の進め方について協議する。

#### (2) 現況の把握及び整理に関する支援

現行の嘱託・臨時職員の任用及び勤務の実態について、現況の把握・整理・点検について支援する。

#### (3) 会計年度任用職員への移行方針の検討支援

新制度における任用類型ごとの服務、勤務時間、休暇その他の勤務条件及び給付関係等に関し、標準的な基準要件の整備が行えるよう、情報の提供、相談アドバイス等の支援を行う。

#### (4) 会計年度任用職員制度への移行に向けた例規整備支援

① 会計年度任用職員制度への移行に伴い、受託者が設定する基準に基づき、改正後の地方公務員法及び地方自治法の規定に基づき新たに法律上制定が必要と考えられる条例（委任先の規則等を除く。）及び規則の検討用の原案（具体的な金額、勤務条件その他の政策判断を必要とする規定を除く。）を提示する。

② 委託者の例規集に登載されている例規について、会計年度任用職員制度への移行に伴い改正を検討すべきと思われる箇所の点検調査を行い、その改正原案を提供する。

※1 調査対象は調査着手の時点で例規集に登載されている例規とし、調査開始後に変更された内容は調査対象外とする。

※2 調査対象は委託者の例規に限り、委託者の属する一部事務組合・広域連合等の例規は対象外とする。

※3 過去の改正漏れに対する指摘その他の会計年度任用職員制度に関係しない事項の指摘及び政策判断に基づく指摘は、本件による点検調査の内容には含まない。

#### (5) 情報提供

会計年度任用職員制度導入及び同制度移行に向けた例規整備を進める上で必要となる

情報及び参考事例等を適宜提供する。

### 3 履行期間

契約締結の翌日から令和元年 12 月 27 日まで。

ただし、2（1）の原案の提示は、条例については令和元年 10 月 31 日までに行うものとする。

### 4 成果品

本業務に係る成果品は次のとおりとし、データ（MS-Word 又は Excel）での納品とする。

#### ① 条例・規則等の制定・改廃案一式

※1 案の作成回数は、各例規につき最大 3 回とします。

※2 案の提示は、例規ごととします（一括形式（整備条例等）とはしません。）。

※3 案の配字、フォント、字数、数字等の全角半角その他のレイアウトは、受託者の標準仕様とします。

※4 改廃案は、見え消しでの提示とする。

#### ② 会計年度任用職員制度導入及び同制度移行に向けた例規整備を進める上で必要となる資料及び参考事例等の情報

### 5 その他

本業務を遂行していく上で、今後新たな方針が国等から示される等により本仕様の要件に変更を要する場合には、両者協議の上、本仕様の内容を変更することができる。

本仕様書に記述のないものについては、必要に応じ両者協議し、決定する。

以上